平成２５年（フ）第１２３２号
愛知県春日井市南花長町20番地３、開始決定時の住所愛知県春日井市花長町２丁目10番地17
破産者　石黒　佑治
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６１８号
大阪市住吉区苅田２丁目16番27号メトロあびこ筋402号、開始決定時大阪市港区波除４丁目１番14―1401号
破産者　三保　達史
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７５９号
大阪市北区池田町１番１―720号
破産者　林　　恒夫
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７７号
奈良市二名４丁目1193番地の112
破産者　梶岡　正明
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５７７号
大阪府吹田市佐竹台２丁目４番Ｂ13―205号
破産者　水野　俊之
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２０２号
大阪府東大阪市大蓮南２丁目21番２号
破産者　大昭製作所こと　大久保春昭
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８６号
大阪府柏原市太平寺２丁目１番56―102号
パストラル光
破産者　橋本　淳子
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
兵庫県赤穂郡上郡町高山1228―952、住民票上の住所大阪府東大阪市稲葉１丁目４番45号
破産者　瀬川　　隼
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１７号
奈良県吉野郡黒滝村大字堂原462番地の１
破産者　辻本　勝司
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第１４６号
山口県下関市豊北町大字田耕5047番地４
破産者　古川　哲郎
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３４５号
愛媛県松山市中西外31番地
破産者　渡部　昇一
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８１０号
北九州市小倉北区熊本３丁目10番12号コーポ青山201
破産者　立野　啓子
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４８号
佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外692番地２
破産者　森永鮮魚こと　森永　良克
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６３５号
熊本市東区長嶺東７丁目７番２号
破産者　宮本千代子
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６８号
神奈川県座間市立野台２丁目23番37号
破産者　山田　益啓
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１５７号
愛知県一宮市浅野字馬東40番地１　サンリバーハイツ101号
破産者　川本光夫こと　李　　光夫
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２０１号
愛知県岡崎市樫山町字西ノ入75番地６
破産者　山中　大三
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
愛知県豊田市山之手５丁目41番地２　山之手丸太マンション105号、前住所愛知県豊田市大林町15丁目２番地１　ライオンズマンション豊田大林公園502号
破産者　藤崎　聡美
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係